

**美浦村第4期障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画**

令和3年3月
美浦村

はじめに

近年、国においては、「障害者の権利に関する条約」の締結、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、障がい者に関わる法律の施行等が相次いでいます。

本村においても、課題が多様化・複雑化し、障がい福祉サービスをはじめとする公的な支援へのニーズとともに、地域の実情に応じた総合的な支援の必要性が高まっており、障がい者、高齢者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々が主体的に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

本村におきましても、障がい者施策の計画的な推進を図るため、平成12年3月に「美浦村障害者計画」を策定し、以降、現在に至るまで改定を重ねながら、多くの村民・事業者など関係者のご協力をいただきながら、障がい者福祉サービスの向上に努めてまいりました。

このような状況の変化に合わせ、本村では令和2年度に、「美浦村第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針及び近年行われた障がい者制度改革等を踏まえて「美浦村第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後、本計画を基に、村民の皆様とともに、時代に即した事業の堅実かつ着実な実施に努めるため、関係団体・機関の皆様には、引き続き本村の福祉行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、結びとなりますが、本計画の策定に際し、貴重なご意見・ご提言をいただきました美浦村障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員をはじめ、アンケート調査・パブリックコメントにご協力をいただきました村民の皆様には厚く御礼を申し上げます。

令和3年3月

美浦村長 中 島 栄

目 次

〈総論〉

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 障がい者施策の動向.....	3

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置づけと法的根拠.....	4
第2節 計画の策定方法.....	5

第3章 障がい者を取り巻く現況と調査結果の概要

第1節 美浦村の概況.....	7
-----------------	---

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針.....	11
第2節 基本目標及び施策の体系.....	12

〈各論 I〉 障がい者基本計画

基本目標1 共に生活できる安心で豊かな社会を実現するために

施策の方向1 相談支援体制の構築.....	18
施策の方向2 在宅サービスの充実.....	19
施策の方向3 障がい児支援の充実.....	19
施策の方向4 サービスの質の向上.....	20
施策の方向5 人材の育成・確保.....	20

基本目標2 健やかに暮らすために

施策の方向1 保健・医療の充実.....	21
施策の方向2 精神保健・医療の提供.....	22
施策の方向3 難病に関する施策の推進.....	22
施策の方向4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療.....	23

基本目標3 のびゆくまちづくりを進めるために

施策の方向1 インクルーシブ教育システムの構築.....	24
施策の方向2 教育環境の整備.....	25
施策の方向3 地域活動（文化芸術活動・スポーツ等）の振興.....	25

基本目標4 自立・社会参加を進めるために

施策の方向1 障がい者雇用の促進.....	26
施策の方向2 総合的な就労支援	26

基本目標5 人にやさしいまちづくりを進めるために

施策の方向1 障がいに配慮したまちづくりの総合的な推進.....	27
施策の方向2 防災・防犯対策の推進.....	28
施策の方向3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	28

基本目標6 共に生きる環境づくりを進めるために

施策の方向1 啓発・広報活動の推進.....	29
施策の方向2 情報提供の充実	30
施策の方向3 意思疎通支援の充実.....	30
施策の方向4 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	31
施策の方向5 権利擁護の推進	31
施策の方向6 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進	31

〈各論Ⅱ〉障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 基本指針に定める成果目標

第1節 成果目標の設定.....	34
------------------	----

第2章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障がい福祉サービスの実績と見込み	40
----------------------------	----

第3章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障がい児福祉サービスの実績と見込み	46
-----------------------------	----

第4章 地域生活支援事業の見込み

第1節 必須事業.....	49
第2節 その他の事業.....	52

〈資料〉

第1章 審議・会議等に係る資料

〈総論〉

第1章	計画の策定にあたって……………	2
第2章	計画策定の基本事項……………	4
第3章	障がい者を取り巻く現況と調査結果の概要……………	7
第4章	基本理念及び施策の展開……………	11

「障がい者」の定義について

本村では、「障がい者」の区分・定義については、障害者基本法及び障害者総合支援法並びに関連法令等通知に基づくものとしています。

従って、本計画における障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲は、『身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がいを含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児』とします。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

これまで本村では、計画期間を1期6年とする「障がい者計画」と、3年毎に策定している「障がい福祉計画」があり、計画的な障がい者施策の推進を行ってきました。

この間、わが国の障がい者政策は大きな転換期を迎えており、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

それに続いて、同年6月に障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました（平成28年4月施行）。

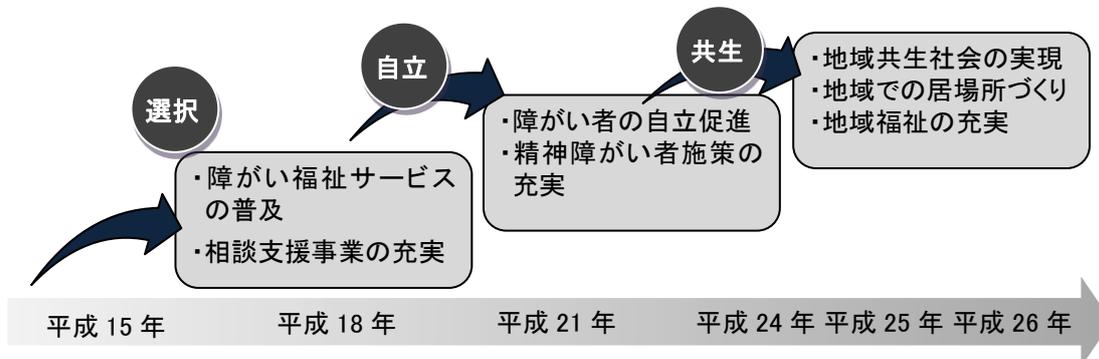
この障害者差別解消法の成立により国内法の必要な整備がなされたことから、同年12月に障害者権利条約が国会承認され、平成26年1月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

また、一億総活躍社会、地域共生社会の実現に向けた取組も進み始め、障がい者福祉分野においても、平成30年度からの改正障害者総合支援法を中心に、より一層、取組の推進が必要となります。

このような状況の変化に合わせ、本村では令和2年度に、現行の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえて、「美浦村第4期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」を策定します。

なお、策定にあたっては「障がい者計画」の計画期間を見直し、「障がい福祉計画」と新たな「障がい児福祉計画」を一体的に運用します。

■ 近年の障がい者政策の動向



第2節 障がい者施策の動向

(1) 我が国の政策動向

① 地域共生社会の実現に向けて

厚生労働省は、平成27年9月に、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、新しい地域包括支援体制の確立を核とした共生型の地域社会を目指すこととしています。

この考え方は、「ニッポン一億総活躍プラン」における「地域共生社会の実現」にも関連するものです。

そのため、「共生社会」を従来の「地域包括ケアシステム」に発展させたものとして改めて位置づけ、「誰もが差別なく住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域共生社会」の構築を目指す必要があります。

また、国際社会の目標であるSDGsの実現に向け、国は「SDGs実施指針改定版」を定めており、自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が求められています。

本村では美浦村総合計画において位置づけがされていることから、本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な障がい福祉施策を推進します。

② 障がい者施策動向

近年、我が国における障がい者施策は、平成26年の「障害者権利条約」の批准を契機として、法制度や施策が大きく変化しています。

■ 障がい者施策に関する法制度の動向

平成26年	・「障害者権利条約」批准
	・改正「精神障害者保健福祉法」施行 ・「障害者総合支援法」全面施行
平成27年	・総合支援法の対象疾病拡大
平成28年	・「総合支援法及び児童福祉法改正案」公布
	・改正「障害者雇用推進法」施行
	・「障害者差別解消法」施行 ・「発達障害者支援法」改正
平成29年	《 法改正・計画策定準備 》
平成30年	・第4次「障害者基本計画」策定
	・改正「障害者総合支援法」一部施行
	・改正「児童福祉法」一部施行

POINT 「障害者権利条約」

・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定。

POINT 「障害者差別解消法」

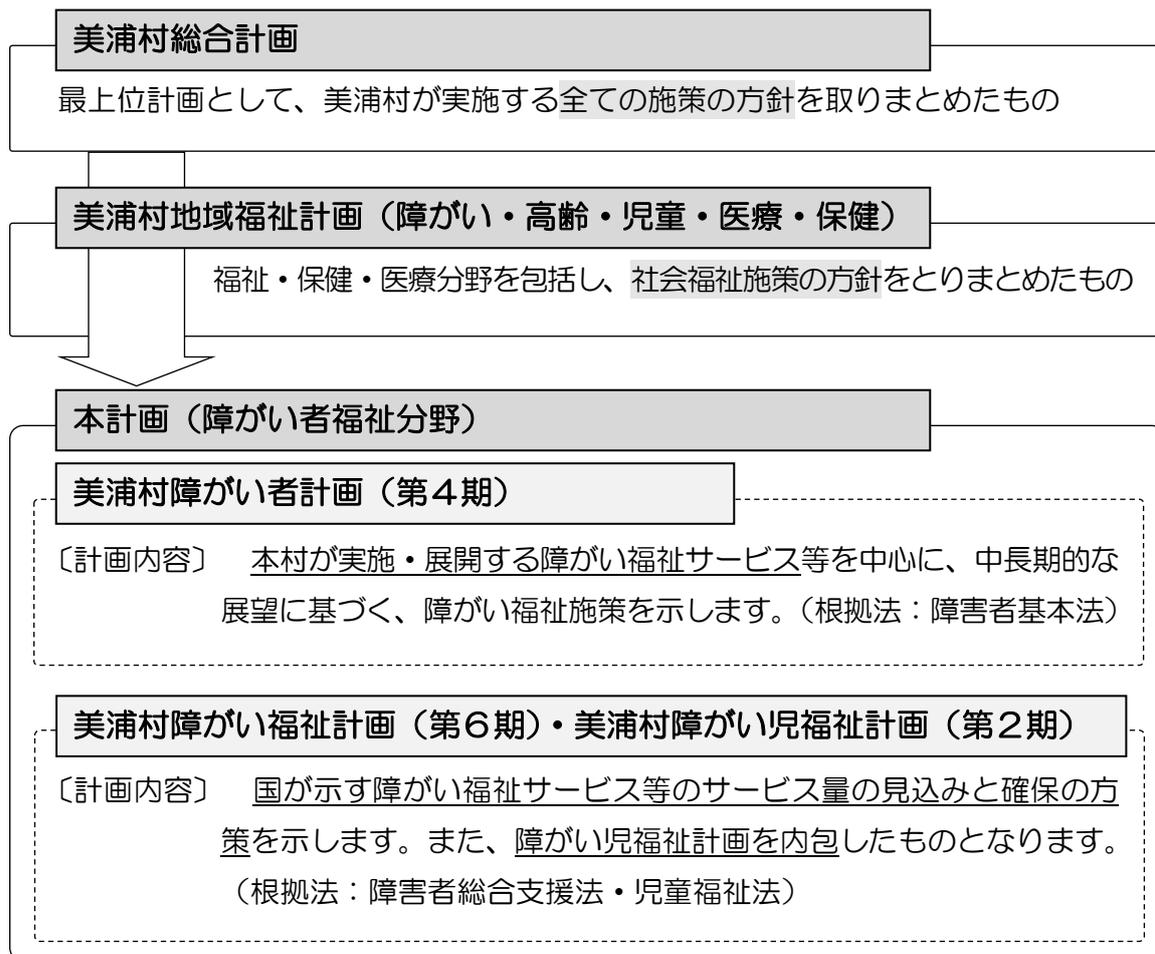
・社会的障壁の除去に対する公共機関の合理的配慮の義務化。
・国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針や対応要領を作成し、また相談及び紛争の防止等のための整備、啓発活動等の差別解消のための支援措置が定められる。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置づけと法的根拠

(1) 上位計画及び関連計画との整合性

計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次のとおりとなります。



(2) 計画期間

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合計画	第6次		第7次						
地域福祉計画	第2次				第3次				
障がい者計画	第3期		第4期						
障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期			
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期			

第2節 計画の策定方法

(1) 計画の策定方法

庁内において関係各課との障がい者施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、福祉介護課においては現行計画における事業等の実績状況を調査しました。また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

① 美浦村地域自立支援協議会（素案の審議）

学識経験のある者、障がい者の保健福祉事業または活動に携わる者で構成することとし、3回の委員会を開催しました。なお、第2回、第3回会議については、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面協議での実施としました。

② 庁内関係部門との調整（施策・事業の調整）

施策・事業に関連性のある庁内部門と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障がい者施策の検討等を行いました。

③ アンケート調査の実施

本調査は、障がいの現状、障がい福祉サービス等の利用状況、認知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障がい者施策の推進と障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定のため、基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査区分	対象者	回収件数	回収率
① 障がい者用調査	令和2年8月1日現在で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障がい福祉サービス・障がい児通所サービスを利用している方	278件	43%
② 保護者用調査		31件	51%

(2) 計画の評価・見直し

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらはPDCAサイクルに沿って事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

そのため、作成した計画については定期的に進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応を検討します。

(3) 計画の推進体制の確保

① 推進体制の確保

計画の推進に当たっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を図ります。

また、村、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

② 美浦村地域自立支援協議会との連携

本村では、美浦村地域自立支援協議会を設置しています。

地域自立支援協議会は、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、事業の円滑な推進を図ることを目的としています。本計画における障がい福祉サービスによる取組を推進するに当たっては、協議会の意見・提言等を踏まえるものとします。

③ 障がい福祉サービスや計画に関する情報の提供

誰もが適切に障がい福祉サービスを利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・事業者に対して、障がいに関する正しい知識の啓発に努め、「障がい」の理解の促進を図るとともに、地域共生社会の実現を目指して地域の力を活用します。

④ サービスの質の確保

市町村の事業である地域生活支援事業の実施に当たっては、村に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては登録基準などについて一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、サービスの質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。

なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障がい者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援の在り方について、さらに検討を進めます。

第3章 障がい者を取り巻く現況と調査結果の概要

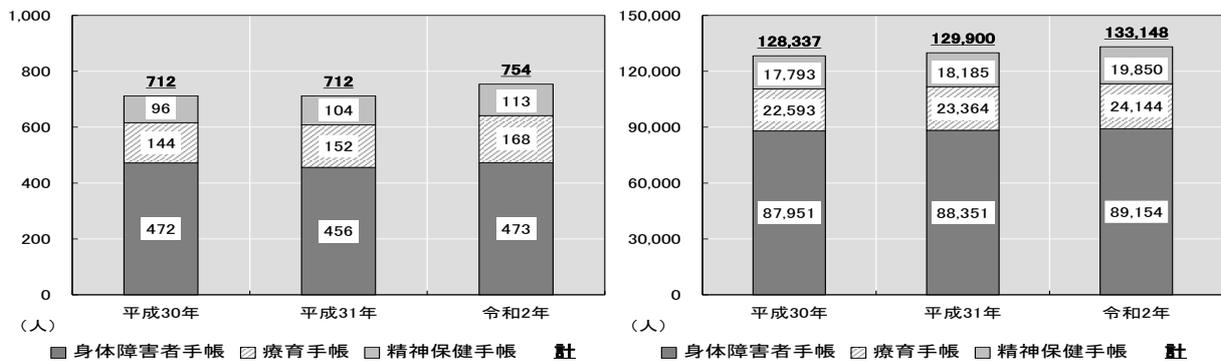
第1節 美浦村の概況

(1) 障がい者に係る統計

① 全体の状況

本村における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は緩やかながら増加傾向にあり、構成割合としては、療育・精神の割合が微増しています。
また、県においても同様の傾向となっています。

図表-1 障害手帳種別の所持者数の推移(左:美浦村、右:茨城県)



資料:福祉介護課、茨城県(各年3月末)

図表-2 障害者手帳所持者数の本村総人口に占める割合の推移

	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	15,574	15,293	15,144
手帳所持者	712	712	754
総人口に占める割合	4.57%	4.66%	4.98%
世帯	6,679	6,695	6,750

資料:住民基本台帳(各年4月1日)

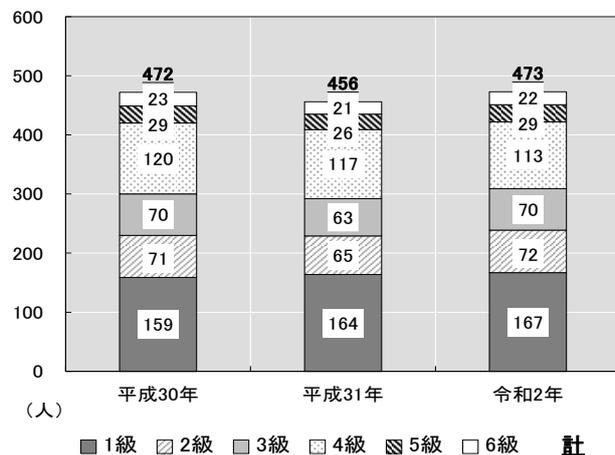
第3章 障がい者を取り巻く現況と調査結果の概要

第1節 美浦村の概況

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者のうち、等級別では4級が構成割合を下げ、その他の等級が増加傾向にあります。

図表-3 身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた障がいに該当する場合に交付されます。

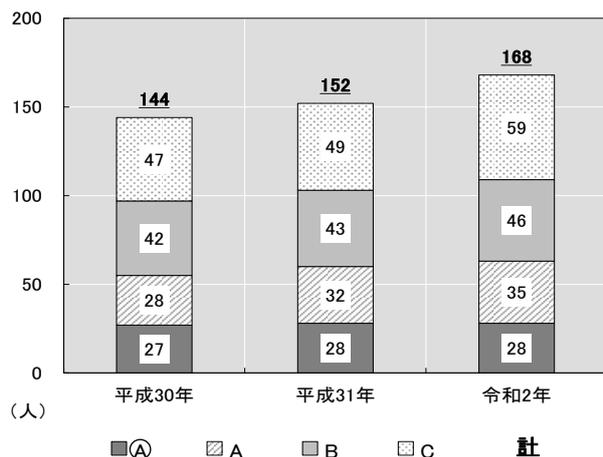
視覚障がい	1級から6級
聴覚障がい	2級から4級、6級
平衡機能障がい	3級、5級
音声・言語・そしゃく機能障がい	3級、4級
肢体不自由	1級から6級
内部障がい	1級から4級

資料:福祉介護課(各年3月末)

③ 療育手帳所持者

療育手帳所持者のうち、等級別では最重度④・重度Aが構成割合を下げ、その他の等級が増加傾向にあります。

図表-4 療育手帳所持者数の推移



療育手帳は、知的障がい者に交付されます。

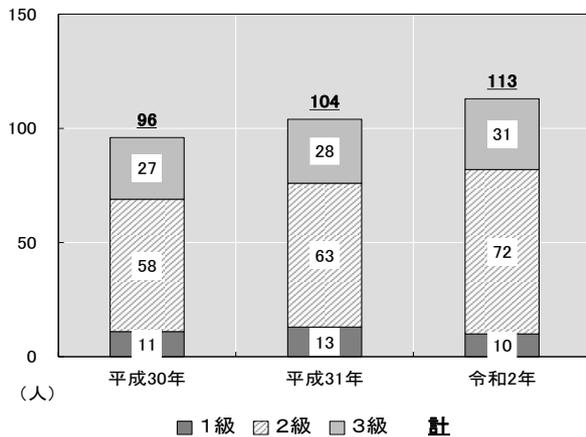
- 療育手帳には4つの等級があります。④(Aの丸囲み)最重度・A 重度・B 中度・C 軽度
- 等級は心理判定、医学判定、調査結果などを総合的に判断して決定します。
- 手帳を交付されたあと、数年後に行う再判定はある方とない方がいます。これも諸条件を勘案して決められます。

資料:福祉介護課(各年3月末)

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

近年、精神障害者保健福祉手帳所持者は大きく増加傾向にありましたが、本村の直近3か年においては、緩やかに増加しています。

図表-5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



精神障害者保健福祉手帳は、全ての精神疾患が該当します。近年の動向では、次の対象者が増加傾向にあります。

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病などの気分障がい
- ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒(依存症)
- ・高次脳機能障がい
- ・発達障がい

出典:美浦村(各年3月末)

⑤ 難病等患者の状況

指定難病医療給付受給者数は、増加傾向にあります。小児慢性特定疾病医療受給者数は、減少傾向にあります。

図表-6 難病等患者数

(人)

年	人口	指定難病 特定医療費 受給者数	割合	小児慢性 特定疾病医療 受給者数	割合
平成30年	15,574	93	0.60%	11	0.07%
令和元年	15,293	93	0.61%	13	0.09%
令和2年	15,144	100	0.66%	10	0.07%

資料:人口/住民基本台帳(各年3月末現在)、受給者数/県データ(各年3月末現在)

指定難病:潰瘍性大腸炎などの対象疾病(333疾病)

小児慢性特定疾病:小児がんなど子どもの慢性特定疾病(762疾病)

⑥ 障がい児の療育・教育の状況

子育て支援センターを拠点に未就学児とその保護者を対象として実施していた親子教室は、参加者が減少したため平成30年度で終了となりました。発達相談は、実施回数の減に伴い減少、保育所等巡回相談は、所属施設での相談が増加傾向にあります。

図表-7 親子教室・発達相談・保育所等巡回相談の参加人数

(人)

年度	親子教室		発達相談		保育所等巡回相談	
	実施回数	延べ参加人数	実施回数	延べ参加人数	実施回数	延べ参加人数
平成30年度	40	298	24	47	10	82
令和元年度	—	—	12	27	10	97
令和2年度	—	—	5	14	5	55

資料：子育て支援課、健康増進課調べ、(各年度末現在、R2年度は10月末まで)

特別支援学校への通学者数は、平成30年5月から比較すると小学部では減少、中学部は一度増加しましたが減少し、高等部では増加傾向にあります。

特別支援学級児童生徒数は、増加する学校と減少する学校があり、全体では平成30年5月から比較すると減少しています。

図表-8 特別支援学校への通学者数

(人)

年度	小学部	中学部	高等部	合計
平成30年度	9	8	5	22
令和元年度	9	9	6	24
令和2年度	7	8	8	23

資料：福祉介護課調べ(各年度5月1日現在)

図表-9 特別支援学級児童・生徒数

(人)

年度	安中小	木原小	大谷小	美浦中	合計
平成30年度	5	12	14	7	38
令和元年度	6	8	16	10	40
令和2年度	8	5	16	7	36

資料：学校教育課より(各年度5月1日現在)

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本計画では、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行などを踏まえ、事業の継続性、一貫性の観点から原則として前計画の基本理念である「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「エンパワメント」の理念を引き続き掲げることとします。

〔基本理念〕

ノーマライゼーション

地域の人々がお互いに支え合い、協力し合う地域づくり

地域の中で、障がいのある方とない方が、お互いに理解し、助け合い、協力し合いながら生活する、共生と全員参加の社会が求められています。

このため、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者等、すべての障がいのある方と、障がいのない方との相互理解と交流を深め、障がいのある方が、地域の中で自立し、地域の人々とともに生活できる環境づくりを目指します。

リハビリテーション

一人ひとりの生活ニーズに合った支援の仕組みづくり

障がい者の障がいの状況、行動様式、家庭環境、価値観は多様化しているため、個々のニーズに合った生活の支援が求められています。

そこで、利用者の立場から、様々なサービスを有機的に組み合わせるなど、より有効性の高いサービス、生活支援が受けられるよう、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援システムづくりを目指します。

エンパワメント

障がい者が自らの能力をいかして自立した生活を送る環境づくり

障がい者を守るべき立場だけでなく、ともに社会を支えていく地域の担い手として共生していくことが必要です。

社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、長所・能力・強さに着目して援助することで、当事者が自分の能力や長所に気づき、自信を持って、主体的に取り組めるようになる環境づくりを目指します。

第2節 基本目標及び施策の体系

(1) 基本目標の設定

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、分野別に以下の6つの柱を掲げます。

なお、障がい福祉計画の該当内容については、基本目標の施策・事業展開とし、「障がい福祉サービス」及び「障がい児福祉サービス」「地域生活支援事業」等の事業量の見込みと確保の方策を別途掲載します。

基本目標 1 共に生活できる安心で豊かな社会を実現するために

すべての障がい者に対して安心で豊かな地域社会を実現するために、利用者の立場で考え、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努めます。

さらに、これらの施策を支え、多様化、高度化するニーズに対応できる福祉マンパワーの確保・育成、障がい者団体との連携・強化に努めます。

基本目標 2 健やかに暮らすために

心身ともに健やかに暮らすために、保健・医療サービスの充実に図り、障がいの早期発見・適切な対応に努めます。

また、各関係機関との連携調整の強化を図るとともに、障がい者が地域で暮らせる環境の整備に努めます。

基本目標 3 のびゆくまちづくりを進めるために

障がいのある児童生徒が、年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り、障がいのない児童生徒と共に受けることのできる教育環境の整備に努めます。

また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができるよう環境の整備を推進します。

基本目標 4 自立・社会参加を進めるために

障がい者が自立した生活を送るためには就労が重要であり、障がい者が個々の能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、障がい者の雇用確保と就労環境の整備について一層の啓発活動に努めるとともに、各種雇用支援制度の周知・活用を図ります。

基本目標 5 人にやさしいまちづくりを進めるために

人にやさしいまちづくりを進めるために、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進します。

また、地域社会において、安全・安心な生活ができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

基本目標 6 共に生きる環境づくりを進めるために

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現に向け、障がい及び障がい者に対する理解を促進し、障がいを理由とする差別の解消、権利擁護の推進に努めます。

また、障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供の充実、意思疎通支援の充実を図ります。

(2) 施策の展開と体系

基本理念	基本目標	施策の方向
<p>障がい者が自らの能力をいかして自立した生活を送る環境づくり</p> <p>○エンパワメント</p> <p>一人ひとりの生活ニーズに合った支援の仕組みづくり</p> <p>○リハビリテーション</p> <p>地域の人がお互いに支え合い、協力し合う地域づくり</p> <p>○ノーマライゼーション</p>	<p>1. 共に生活できる安心で豊かな社会を実現するために</p>	<p>(1) 相談支援体制の構築 (2) 在宅サービスの充実 (3) 障がい児支援の充実 (4) サービスの質の向上 (5) 人材の育成・確保</p>
	<p>2. 健やかに暮らすために</p>	<p>(1) 保健・医療の充実 (2) 精神保健・医療の提供 (3) 難病に関する施策の推進 (4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療</p>
	<p>3. のびゆくまちづくりを進めるために</p>	<p>(1) インクルーシブ教育システムの構築 (2) 教育環境の整備 (3) 地域活動（文化芸術活動・スポーツ）等の振興</p>
	<p>4. 自立・社会参加を進めるために</p>	<p>(1) 障がい者雇用の促進 (2) 総合的な就労支援</p>
	<p>5. ひとにやさしいまちづくりを進めるために</p>	<p>(1) 障がいに配慮したまちづくりの総合的な推進 (2) 防災・防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p>
	<p>6. 共に生きる環境づくりを進めるために</p>	<p>(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 情報提供の充実 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (5) 権利擁護の推進 (6) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進</p>

(3) 障がい福祉計画の取り扱い

別途、障がい福祉計画として定める事項は次のとおりとなります。

① 「成果指標」及び「活動指標」

成果指標は、国・県が定める数量目標に基づく内容を記載し、活動指標は、本村のサービスに基づくサービス量と確保の方策を記載します。

主な成果指標は次のとおりとなります。

- 成果目標1 施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 成果目標6 相談支援体制の充実・強化等
- 成果目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

② 施策・事業の体系

施策体系としては、「障がい福祉サービス」及び「障がい児福祉サービス」「地域生活支援事業」等に分別され、サービスの概要について整理します。

主に「活動指標」に該当するサービスで構成されます。

1. 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」に区分されますが、制度上は介護給付、訓練等給付に区分されます。

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、全ての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。今後のニーズに基づき、新たな事業の実施についても検討していくこととします。

〈各論Ⅰ〉 障がい者基本計画

基本目標

1. 共に生活できる安心で豊かな社会を実現するために… 18
2. 健やかに暮らすために…………… 21
3. のびゆくまちづくりを進めるために…………… 24
4. 自立・社会参加を進めるために…………… 26
5. 人にやさしいまちづくりを進めるために…………… 27
6. 共に生きる環境づくりを進めるために…………… 29

基本目標 1 共に生活できる安心で豊かな社会を実現するために

すべての障がい者に対して安心で豊かな地域社会を実現するために、利用者の立場で考え、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努めます。

さらに、これらの施策を支え、多様化、高度化するニーズに対応できる福祉マンパワーの確保・育成、障がい者団体との連携・強化に努めます。

施策の方向 1 相談支援体制の構築

概要	障がいのある方が地域で安心して生活していくために、生活上のさまざまな相談に応じるとともに、制度やサービス等に関する情報を提供します。		
施策	施策名	概要	担当課
	身近な相談窓口の充実	身近な相談窓口で多様な相談に適切に対応できる相談員等を配置し、各施設や関係機関との連携を密にして相談・支援体制の充実を図ります。	福祉介護課
	地域ケアシステム	社会福祉協議会と地域のボランティアや学識経験者等が協力した「地域福祉ネットワーク活動」を促進し、障がいのある方等からの相談に対し組織的な対応を図ります。	福祉介護課
	障がいのある方に対する相談体制の充実	障がいのある方の生活全般・福祉サービスなどについての相談を指定特定相談支援事業所等関係機関と連携を図り行います。さらに、精神障がいのある方の相談にも対応できるように医師や精神保健福祉士等による相談体制の整備に取り組みます。	福祉介護課
	基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置を目指し、関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備に取り組みます。	福祉介護課
	民生委員児童委員	地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。	福祉介護課
身体・知的障がい者相談員	障がい者相談員についての周知・普及を図り、相談会を開催するなど、気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。	福祉介護課	

施策の方向 2 在宅サービスの充実

概要	居宅介護等の在宅サービスは地域で暮らすうえで最も身近で重要なサービスであるため、利用者の立場を考え、適切なサービス提供を行います。		
施策	施策名	概要	担当課
	訪問系サービスの充実	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、関係機関の連携などによるサービス提供体制の強化を図ります。	福祉介護課
	日中活動系サービスの充実	日中活動のための場や、家から外に出る機会を増やすため、地域の既存の社会資源を活用するとともに、事業所の拡充を促進します。	福祉介護課
	居住系サービスの充実	計画相談支援によるニーズ把握を踏まえて、適正な必要量を把握し、居住の場の確保を図ります。	福祉介護課
	在宅福祉サービスの充実	在宅での暮らしの充実のため、補装具費の支給などの経済的支援のほか、日常生活用具の給付サービスなどの充実を図ります。また、障がい者を支える家族への支援として、日中一時支援サービスなどの充実を図ります。	福祉介護課
	福祉サービスの周知	各サービスについて手帳の交付時等を利用してパンフレット等による周知を図ります。	福祉介護課

施策の方向 3 障がい児支援の充実

概要	障がい児及びその家族の地域生活を支えるため、障がいの早期発見・早期療育に努め、医療・保育・教育・その他関係機関と連携を図りながら支援を行います。		
施策	施策名	概要	担当課
	障がい児通所支援の充実	児童発達支援や放課後等デイサービス、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援などの必要な支援を受けられる体制の強化を図ります。	福祉介護課
	相談支援の充実	育児相談や健康診査等の充実を図るとともに、子育て支援事業の発達相談と連動し、情報提供や総合的な相談支援を行います。	健康増進課
保育・教育の充実	障がい児を受け入れる保育所、幼稚園、学校のバリアフリー化の促進、保育士等の専門性向上を図るための研修実施などの体制整備を図ります。	子育て支援課 幼稚園 保育所 学校教育課	

施策の方向 4 サービスの質の向上

概要	障がいの種別や程度によって異なるニーズに対応できるよう、障がい福祉サービス等の提供体制を充実させます。		
施策	施策名	概要	担当課
	苦情解決体制の整備	障がいのある方が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。	福祉介護課
	福祉サービスの第三者評価	事業者が提供するサービスの質を一定の基準に基づき、地域自立支援協議会を活用して、客観的に評価し、結果を分かりやすく情報提供する評価制度体制を進めます。	福祉介護課
	難病患者等に対する福祉サービスの提供	難病患者等に対する福祉サービスの提供に当たっては、病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮して実施するよう、理解と協力の促進を図ります。	福祉介護課

施策の方向 5 人材の育成・確保

概要	障がいのある方の地域生活と社会参加を促進するため、その在宅生活と社会活動を支援する人材の育成・確保を推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	社会参加等を支援する人材の養成	障がいのある方のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者・奉仕員、スポーツ・文化活動等の指導者や支援者の養成を図ります。	福祉介護課
	福祉に携わる職員の資質の向上	障がいや障がいのある方についての正しい知識と理解の啓発により、資質の向上を図ります。	福祉介護課
	ボランティアの養成	社会福祉協議会で運営しているボランティアセンターの活動や村で実施している出前講座において、活動内容等に応じた専門的な技術・知識の講習を行います。	社会福祉協議会 各課

基本目標 2 健やかに暮らすために

心身ともに健やかに暮らすために、保健・医療サービスの充実を図り、障がいの早期発見・適切な対応に努めます。

また、各関係機関との連携調整の強化を図るとともに、障がい者が地域で暮らせる環境の整備に努めます。

施策の方向 1 保健・医療の充実

概要	障がいの早期発見、障がいに対する適切な医療・医療的リハビリテーションの提供により、障がいの軽減並びに障がいの重度化・重複化・二次障がい及び合併症の防止を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	乳幼児健診の充実	障がいの早期発見の場として、乳幼児健診の勧奨を行い、健診の充実を図ります。	健康増進課
	医療との連携強化	地域での生活を支援するため、医療機関との連携について充実を図ります。	福祉介護課
	地域リハビリテーションサービスの充実	医療機関でのリハビリや訪問リハビリテーション事業などを活用し、各サービス機関と連携を図り、リハビリテーション提供体制の充実を図ります。	福祉介護課
	公的医療助成制度の実施	自立支援医療をはじめ、重度の障がいのある方などに対する医療補助等、障がいのある方が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。	福祉介護課

施策の方向 2 精神保健・医療の提供

概要	精神障がいや医療との密接な関わりが必要であるため、医療機関等との連携の強化・精神科デイケアの活用等、精神障がいのある方に対する保健・医療施策を推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	相談支援体制	未就学児に対しては発達相談、学童期はスクールカウンセラーによる相談や教育相談、精神保健部門はこころの相談会を継続的に実施し、相談体制の充実と、専門家による支援体制の整備を行います。	健康増進課 学校教育課 福祉介護課
	精神保健福祉サービスの充実	集団精神療法、作業療法、レクリエーション活動などデイケアを実施する精神科医療機関と連携し、精神保健福祉サービスの充実を図ります。	福祉介護課
	社会的ひきこもり等への対策	思春期における不登校の対策、関係機関と連携を図り支援体制の整備を行います。	学校教育課
		青年期における社会的ひきこもりの対策として、関係機関と連携を図り支援体制の整備を行います。	福祉介護課
	自殺対策の推進	自殺対策計画により、生きる支援に関する取組やその妨げとなる諸要因を解消するための包括的な支援を促進するため環境整備を行います。	福祉介護課
メンタルヘルスチェック	パソコン等を利用してメンタルチェックができるシステム「こころの体温計」を活用し、医療や相談機関につながりやすい体制を整備することで、希死念慮を持つ者等に対する自殺リスクの軽減化を図ります。	福祉介護課	

施策の方向 3 難病に関する施策の推進

概要	長期の療養と多額の医療費を必要とする特定の疾病に対し、難病患者支援費の支給・障がい福祉サービス等の提供を行い、難病患者の支援を行います。		
施策	施策名	概要	担当課
	難病患者支援費支給	難病患者支援費支給により、医療費等の負担軽減を図ります。	福祉介護課
	福祉サービス提供の促進	相談支援、情報提供等を行い、日常生活の支援を行うため福祉サービス提供の促進を図ります。	福祉介護課

施策の方向 4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

概要	障がいの原因となる疾病の早期発見と予防のため、各種健康診査の実施・運動教室や健康相談の開催等、住民の健康の保持・増進を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	疾病の予防	育児相談、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。	健康増進課
	疾病の早期発見の充実	乳幼児健康診査、各種健診等により、疾病の早期発見に努めます。	健康増進課
	疾病の早期治療の充実	乳幼児健康診査、基本健康診査、その他各種検診等により、疾病の早期治療に努めるとともに、医療や経過観察が必要とされた方への事後指導の充実を図ります。	健康増進課
	二次障がいの予防	一次障がい(既存の障がい)から生じる合併症や日常生活能力の低下(二次障がい)を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活・労働の環境についての正しい知識の普及に努めます。	健康増進課 福祉介護課

基本目標3 のびゆくまちづくりを進めるために

障がいのある児童生徒が、年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り、障がいのない児童生徒と共に受けることのできる教育環境の整備に努めます。

また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができるよう環境の整備を推進します。

施策の方向1 インクルーシブ教育システムの構築

概要	障がいのある児童生徒について一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立や社会参加を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	支援員等の配置	学校教育現場で支援を必要とする子どもの自立と社会参加に向けて、支援員や介助員の配置を充実し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。	学校教育課
	教育支援委員会	教育支援委員会において、保護者の意見を踏まえながら、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学のための調査・審査を行います。	学校教育課
	授業のユニバーサルデザイン化	障がいのある幼児、児童、生徒に対して、適切な指導や必要な支援を行うために、誰にもわかりやすく、安心して授業に参加できる教育内容の向上に努めます。	学校教育課

施策の方向2 教育環境の整備

概要	障がいの有無に関わらず、子どもたちがともに学ぶために、多様な学び場の整備を行います。		
施策	施策名	概要	担当課
	バリアフリー化の推進	障がいのある児童、生徒の就学を促進するため、施設の改善や環境の整備を推進します。	学校教育課
	ICT機器の整備・活用	障がいのある児童、生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、電子黒板・コンピュータなどの情報機器を活用することにより、学習上又は生活上の困難を補い、指導の効果を高めていきます。	学校教育課
	障がいを理由としたいじめの解消	障がいを理由としたいじめの根絶を目指すとともに、深刻ないじめがあった場合には、学校だけで対応するのではなく家庭・教育相談などと密接に連携しながら、相談活動や学校訪問、家庭訪問を行い、個々のケースに応じた対応を行います。	学校教育課
	教員の指導の向上	教員の特別支援教育に関する知識の向上を図り、関係機関との連携の充実や教員全体の指導力の向上を図ります。	学校教育課

施策の方向3 地域活動（文化芸術活動・スポーツ等）の振興

概要	障がいのある方が自主的かつ積極的にスポーツ等の活動ができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ、地域での活動への参加を推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	スポーツ活動の支援	障がい者がスポーツやレクリエーションに親しむ機会を増やすため、障がいに理解のある体育指導者やボランティアの人材養成を進めます。	生涯学習課
	スポーツ振興	地域身体障害者スポーツ大会の参加及び参加者のとりまとめ・大会への同行を実施し、障がいのある方のスポーツ参加を促します。	福祉介護課
	文化芸術活動の支援	障がい者の文化、芸術に対するニーズを掘り起こすとともに、一般の各種講座、教室等に障がい者が気軽に参加できるよう、会場のバリアフリー化などの環境整備に努めます。	生涯学習課
	情報提供の充実	県や関係機関が主催するスポーツ活動等の情報提供を進め参加を促進します。	生涯学習課
	障害者団体の支援	障害者団体の活性化と自立した活動を支援するため、美浦村障害者福祉協議会の活動費用の助成等を行っています。	福祉介護課

基本目標 4 自立・社会参加を進めるために

障がい者が自立した生活を送るためには就労が重要であり、障がい者が個々の能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、障がい者の雇用確保と就労環境の整備について一層の啓発活動に努めるとともに、各種雇用支援制度の周知・活用を図ります。

施策の方向 1 障がい者雇用の促進

概要	就労は自立した生活基盤になるとともに、生きがいや社会参加の観点からも重要であることから、障がいのある方の就労の場・職業訓練の場の確保に努めます。		
施策	施策名	概要	担当課
	雇用に関する啓発	関係機関と連携し、企業への就業を希望する障がいのある方への支援や雇用する側の理解と雇用拡大に関する啓発を促進します。	福祉介護課
	就労に関する相談体制の充実	就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めます。	福祉介護課
	就労に向けた訓練等の支援	障がい者一人ひとりの個性を発揮して就労できるように、労働、教育、福祉等の関係機関が連携しながら就労に向けた訓練等を支援します。	福祉介護課

施策の方向 2 総合的な就労支援

概要	本人の意思に沿った就労ができるよう、企業の理解を促進しつつ多様な選択肢のある環境づくりを推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	就労関係機関との連携	公共職業安定所や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関と密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の受入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行います。	福祉介護課
	障がい特性に応じた就労支援	精神障がい、発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。	福祉介護課
	障害者優先調達推進	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	福祉介護課

基本目標5 人にやさしいまちづくりを進めるために

人にやさしいまちづくりを進めるために、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進します。

また、地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

施策の方向1 障がいに関心したまちづくりの総合的な推進

概要	障がいのある方が地域で生活するために、道路や公共施設等が障がいのある方にとって利用しやすい、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	障害者住宅改修費助成	住宅を住みやすく改修する場合に、費用の一部助成を行います。	福祉介護課
	公共施設の整備	公共施設において、エレベーターの設置、車いす対応のトイレの設置など、施設の改善・整備を行い高齢者や障がいのある方等にやさしいまちづくりを進めます。バリアフリー化による全ての人が利用しやすい環境の整備を推進します。	都市建設課
	安全で快適な道づくり	歩道の設置、歩道の段差解消、緩やかな勾配、交差点の安全確保等を推進します。	都市建設課
	移動支援の推進	身体障がいのある方の免許取得費や自動車改造費の経費の一部助成、福祉タクシーやデマンドタクシー等の移動支援の充実を図ります。	福祉介護課
	家庭ごみ収集の援助	ごみをごみ集積所まで運ぶことが困難な高齢者・身体障がい者等の世帯を対象に、ごみ収集運搬委託業者が自宅まで家庭ごみを取りに行きます。	生活安全課

施策の方向2 防災・防犯対策の推進

概要	災害時の避難が困難である「避難行動要支援者」の把握と情報の共有化を進め、防災体制の整備を行います。また、安心して地域生活が送れるよう、地域における防犯体制の強化に努めます。		
施策	施策名	概要	担当課
	住民の避難誘導体制の整備	障がいのある方や家族の人権に配慮した非常時の安否確認体制や連絡通報体制の整備に努めます。	福祉介護課
	緊急通報システムの推進	単身又は障がいのある方だけの世帯の緊急時における通報の手段として、緊急通報システムの普及を図ります。	福祉介護課
	地域ぐるみの防災体制の推進	住民による自主的な防災活動を促進し、地域の防災対応力を高めるため、自主防災組織やボランティアの育成を図ります。	生活安全課
	施設における防災体制の整備	施設における防災対策の推進を図るとともに、施設が相互に支援できる体制づくりを推進します。	生活安全課
	避難行動要支援者対策事業の推進	災害時に自立で避難することが困難な高齢者や障がいのある方(避難行動要支援者)の情報を地域の支援者等に提供し、災害時に要支援者が必要な支援を受けられる体制を推進します。	福祉介護課
	地域ぐるみの防犯体制の推進	高齢者や障がいのある方が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防犯体制づくりを推進します。また、交通事故防止に関する啓発を推進します。	生活安全課

施策の方向3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

概要	障がいのある方を消費被害から救済するため、啓発活動や消費者教育を推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	消費生活トラブルに関する相談の充実	消費生活センターにおいて、契約に関わる被害の未然防止につながる情報提供と消費生活相談を行い、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。	経済課
	啓発活動の推進	広報やホームページ、出前講座等を活用した、消費生活に関する知識の普及を図ります。	経済課
	関係機関との連携強化	障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等の連携を図り、障がい者等の消費被害未然防止に努めます。	経済課

基本目標 6 共に生きる環境づくりを進めるために

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現に向け、障がい及び障がい者に対する理解を促進し、障がいを理由とする差別の解消、権利擁護の推進に努めます。

また、障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供の充実、意思疎通支援の充実を図ります。

施策の方向 1 啓発・広報活動の推進

概要	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、住民の理解を深め、誰もが障がいのある方を自然と手助けすることができる「心のバリアフリー」を推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	広報活動の充実	村の広報紙をはじめとして、社会福祉協議会等の広報紙など様々な媒体を活用して、障がい福祉に関する正しい理解と認識を深めるための広報活動を推進します。	福祉介護課
	「障害者週間」の活用	「障害者週間」をより多くの方たちに周知し、障害者週間期間中の啓発活動の推進を図ります。	福祉介護課
	ヘルプマーク・ヘルプカード	外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方に対し、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布することで、援助を受けやすい・援助をしやすい環境づくりを推進しています。	福祉介護課
	バリアフリー教室	児童・生徒を対象にバリアフリー教室等を開催し、心のバリアフリーを図ります。	学校教育課 社会福祉協議会

施策の方向 2 情報提供の充実

概要	障がいのある方の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が適切に伝わるように、情報提供の方法や内容の充実を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	障がい者の福祉ガイド	障がいのある方に、障がい福祉の制度内容を分かりやすく説明した「障がい者福祉ガイドブック」を配布して、事業・制度の周知を図ります。	福祉介護課
	ホームページの活用	ホームページを活用し、障がいのある方への情報提供の充実を図ります。	福祉介護課
	情報のバリアフリー化	情報収集やコミュニケーションが困難な視覚や聴覚に障がいのある方等に、情報機器の進歩を踏まえて多様なコミュニケーション手段の活用を図るなど、情報バリアフリー化を推進します。	福祉介護課
	情報伝達手段の工夫	村ホームページに文字の拡大機能・背景色の変更機能を備える、広報紙の一部の記事を朗読した動画を掲載する等、高齢者や視覚・聴覚に障がいのある方に配慮した情報提供に努めています。	総務課

施策の方向 3 意思疎通支援の充実

概要	障がいのある方の社会的自立促進のため、意思表示やコミュニケーション活動の支援を行います。		
施策	施策名	概要	担当課
	手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣	障がいのため、他者との意思疎通に支障がある聴覚障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者の養成、派遣の実施により社会参加を促進します。	福祉介護課
	日常生活用具の給付	聴覚障がい者用通信装置や情報受信装置、ファックスなど情報・意思疎通支援用具の支給を行います。	福祉介護課

施策の方向 4 障がい者を理由とする差別の解消の推進

概要	障がいのある方を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、社会全体で障がいについての理解を深め、配慮をしていくよう啓発活動を推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	啓発活動の推進	障がい者を理由とする差別の解消について、住民の関心と理解を深めるため、啓発活動を推進します。	福祉介護課
	相談・支援体制の整備	障がいのある方からの相談又は被害からの救済を図るため、適切に対応できるような体制の整備を充実させます。	福祉介護課

施策の方向 5 権利擁護の推進

概要	障がいのある方は財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けやすいことから、その権利や財産を守る取組を推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	権利擁護の推進	地域での取組、施設などが行う福祉サービスに関しての点検・改善活動、権利を守る活動など、個人のプライバシーに配慮しながら障がいのある方一人ひとりの権利を擁護する取組を推進します。	福祉介護課
	成年後見制度の推進	関係機関と連携を図りながら、人権や権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を推進します。	福祉介護課
	虐待防止の推進	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな場面での虐待を想定し、虐待防止につなげる体制づくりを推進します。	福祉介護課 健康増進課

施策の方向 6 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

概要	障がいのある方が行政サービスの利用にあたり適切な配慮を受けられるよう、職員等自ら障がい者理解を深め、適切に配慮できるよう努めます。		
施策	施策名	概要	担当課
	配慮及び理解の促進	職員等が障がいに関する理解を深めるため、必要な研修を実施し、窓口などにおける障がいのある方への配慮の徹底を図ります。	総務課
	選挙における配慮	代理投票制度の適切な運用、きめ細やかな対応を心がけるとともに、個人情報への適切な取り扱いに努めます。また、障がいのある方に優しい投票所の環境整備を推進します。	総務課

〈各論Ⅱ〉 障がい福祉計画

障がい児福祉計画

第1章	基本指針に定める成果目標	34
第2章	障がい福祉サービスの見込みと確保の方策	40
第3章	障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策	46
第4章	地域生活支援事業の見込み	49

第1章 基本指針に定める成果目標

第1節 成果目標の設定

成果目標について、国の基本方針を踏まえるとともに、本村における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。そのうち、市町村において設定する成果目標について、本計画に掲載します。なお、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量については、第2章以降に定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■ 国の基本指針の考え方

- 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減する。

□ 村の考え方と目標

- 施設入所者の地域生活への移行については、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を1人以上とします。
- 施設入所者の削減については、令和元年度末の施設入所者数11人のうち、1人が地域生活へ移行することを目標とします。ただし、地域生活への移行が実施された場合でも、ほかに入所待機者がいることから、単純に施設入所者数が減るわけではないため、令和5年度末時点で、令和元年度末の入所施設利用者数を上回らないことを目標とします。

入所施設の入所者の地域生活への移行目標

令和元年度末の入所者数（A）	11人
令和5年度末の入所者数（B）	11人
【目標値】 地域生活移行者数	1人
【目標値】 削減見込（A-B）	0人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の基本指針の考え方

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上にする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を設定する。
- 令和5年度の精神病床における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

□ 村の考え方と目標

精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を自立支援協議会に位置づけました。今後は、この協議の場において精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域移行、地域定着の支援について検討を進めていくこととします。

【目標】保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回以上
【目標】保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人以上
【目標】保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回以上

※ 入院中の精神障がい者(患者数等)については、市町村において把握していないため入院患者数等の目標値設定は行いません。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■ 国の基本指針の考え方

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間に、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

□ 村の考え方と目標

拠点等の整備については、令和2年度の自立支援協議会において、面的整備型を基本とした地域生活支援拠点等を整備することの承認を得ました。

今後は、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据えて、当事者や家族からのニーズが高い「緊急時の受け入れ・対応」や「体験の機会・場」などの機能から整備を始め、その他の機能の充実を図るとともに、年1回以上、その運用状況の検証と検討を進めていきます。

【目標】令和5年度末までの間に地域生活支援拠点等を1つ以上確保しその機能の充実を図るとともに年1回以上の運営状況を検証・検討する

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■ 国の基本指針の考え方

- 令和5年度中に一般就労へ移行した者の数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。
- 令和5年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行した者の数を令和元年度実績の1.30倍以上とする。
- 令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行した者の数を令和元年度実績の概ね1.26倍以上とする。
- 令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行した者の数を令和元年度実績の概ね1.23倍以上とする。
- 一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

□ 村の考え方と目標

令和2年10月末時点で就労定着支援事業を利用しているのは、2人です。

就労定着支援事業の利用促進を図り、目標を達成できるよう努めるとともに、障害者就業・生活支援センターやハローワークなどの関係機関とも連携を図ります。

令和元年度の一般就労実績	2人
【目標値】 就労移行支援事業利用から一般就労への移行者数 令和元年度実績 2人 × 1.30倍	3人
【目標値】 就労継続支援A型事業利用から一般就労への移行者数 令和元年度実績 0人 × 概ね 1.26倍	1人
【目標値】 就労継続支援B型事業利用から一般就労への移行者数 令和元年度実績 0人 × 概ね 1.23倍	1人
【目標】 一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上
【目標】 就労定着率 8割以上の就労定着支援事業所	全体の 7割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針の考え方

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する。
- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

□ 村の考え方と目標

- 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の体制を整備することは難しいが、身近な場所で、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目なく効果的な支援を受けられるような支援体制の構築を目指して、健康増進課、子育て支援課、学校教育課、保育所・幼稚園等の関係機関と連携しながら進めていきます。

健康増進課における発達相談、保育所等巡回相談、また子育て支援課で実施の検討を進めている親子教室（仮称）などの事業を継続し、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業の整備と同等の支援体制が図れるよう連携を密に進めていきます。

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保
令和5年度末までに、重症心身障がい児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を圏域内で少なくとも1カ所以上確保できるよう働きかけをします。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
令和5年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように検討を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針の考え方

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

□ 村の考え方と目標

- 障がいの種別や各種ニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援の実施に取り組みます。自立支援協議会（分科会）等において地域の課題を共有し、協議・検討をする中で人材育成の支援、相談機関や事業所との連携強化について取り組みます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 国の基本指針の考え方

- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

□ 村の考え方と目標

- 障がい福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業所が参入しています。そのような中で利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ職員が積極的に参加するよう努めます。
- 村内事業所には、自立支援協議会分科会への参加を求め、請求審査結果や県が行う指導監査結果について関係自治体や事業所と共有する体制を図ります。

第2章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障がい福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

〔 施策の方針 〕

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

サービス種類	サービス概要
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助など日常生活上の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な方に、自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対して、外出時に同行し、必要な視覚的情報の提供、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、行動する際に生じる危険を回避するための支援、その他の必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人／月	9	8	6	6	6	6
	時間／月	84	72	51	51	51	51
重度訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	1
	時間／月	0	0	0	0	0	20
同行援護	人／月	0	0	0	0	0	2
	時間／月	0	0	0	0	0	8
行動援護	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は令和2年10月末までの集計

(2) 日中活動系サービス

〔 施策の方針 〕

新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進するなど、提供体制の充実を図ります。

サービス種類	サービス概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいの方に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練や、その他の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい・精神障がいの方に、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練や、その他の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動の支援や相談、職場の開拓など、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業などに就労することが困難な方に、原則雇用契約に基づき就労機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行い、一般就労に向けて支援を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業などに就労することが困難な方に、雇用契約なしで、就労活動や生産活動などの機会を提供しながら、必要な知識及び能力の向上のために訓練を行い、一般就労に向けて支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労したが、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談を通して生活面の課題を把握し、指導や助言、職場等と連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関等で、機能訓練、療養上の管理、看護等、必要な支援を行います。
短期入所(福祉型)(医療型)	諸事情により、自宅での生活が困難な方に、夜間も含め施設等で、生活の場の提供と、入浴、排せつ、食事の介助等の支援を行います。障害者支援施設で実施する福祉型と、病院等で実施する医療型があり、介護者のレスパイトサービス(休息)の役割も担っています。

第2章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策
第1節 障がい福祉サービスの実績と見込み

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	31	36	32	35	38	42
	人日/月	554	616	592	638	688	742
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	1	1	1	2
	人日/月	0	0	8	8	8	16
就労移行支援	人/月	5	7	6	6	7	7
	人日/月	74	132	112	112	130	130
就労継続支援(A型)	人/月	7	5	5	6	6	8
	人日/月	130	96	99	120	120	140
就労継続支援(B型)	人/月	46	43	44	44	46	46
	人日/月	830	744	800	800	840	840
就労定着支援	人/月	1	1	2	2	2	3
療養介護	人/月	1	1	1	1	1	1
短期入所(福祉型)	人/月	9	11	5	5	5	6
	人日/月	80	94	84	84	84	100
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は令和2年10月末までの集計

(3) 居住支援・施設系サービス

〔 施策の方針 〕

障がい者の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、事業者と協力して、障がい者の住まいの確保に努めます。

サービス種類	サービス概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)の利用者が、一人暮らしを始める時に、一定の期間にわたり定期的な訪問を行い、生活状況や体調の変化等の確認をして、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、要請があった際は、随時の対応を行います。
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、入浴、排せつや食事等の介護、調理、洗濯や掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、関係機関との連絡等、日常生活に必要な支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護等や、生活等に関する相談及び助言、その他日常生活に必要な支援を行います。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	人/月	15	14	16	17	20	20
施設入所支援	人/月	11	12	12	12	12	12

※ 令和2年度は令和2年10月末までの集計

(4) 相談支援サービス

〔 施策の方針 〕

相談支援とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」から構成され、「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいます。

また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります

サービス種類	サービス概要
計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した方について、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。また、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方や、精神科病院に入院している方など、地域生活へ移行するために重点的に支援を必要としている方に対し、住居の確保や地域生活への移行等について、相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がいのある方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において、訪問や相談などの支援を行います。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人／年	108	118	115	115	118	118
地域移行支援	人／年	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人／年	0	0	0	0	0	1

※ 令和2年度は令和2年10月末までの集計

第3章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障がい児福祉サービスの実績と見込み

(1) 障がい児通所支援

〔 施策の方針 〕

本村では、全ての子どもが健やかに成長するため、子ども部門、保育・教育部門、福祉部門等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう支援します。

サービス種類	サービス概要
児童発達支援	就学前の障がい児等に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児等に対して、放課後や夏休み等の学校休校日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がいのある児童等が集団生活に適応することができるように、児童本人への支援の他、施設職員に対して、障がい特性に応じた支援方法や助言等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のため、外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。

第3章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策
第1節 障がい児福祉サービスの実績と見込み

〔 算出の方法 〕

第1期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第1期実績			第2期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	13	12	8	8	8	9
	人日/月	46	67	86	86	86	90
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	21	23	25	26	28	28
	人日/月	261	274	302	310	330	330
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は令和2年10月末までの集計

第3章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障がい児福祉サービスの実績と見込み

(2) 障害児相談支援

〔 施策の方針 〕

障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連携を図ります。また、サービス等の利用状況の検証を行い、適切なサービス提供を図ります。

サービス種類	サービス概要
障害児相談支援	障がい児向けサービス等を利用する児童に対して、心身の状況や環境、利用意向等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。また、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリング等を行います。

〔 算出の方法 〕

第1期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第1期実績			第2期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人／年	43	44	43	44	46	46

※ 令和2年度は令和2年10月末までの集計

第4章 地域生活支援事業の見込み

第1節 必須事業

(1) 地域生活支援事業

〔 施策の方針 〕

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の事業の1つとして、障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を行います。

また、本事業は、地域や利用者の実情に応じて市町村と都道府県が協力して実施する事業となっている事から、本村では、村独自の事業推進を図るとともに、県が実施する事業との連携を図ります。

なお、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として位置づけられています。

サービス種類	サービス概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象として、障がいのある方等に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方や、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組や活動を支援します。
障害者相談支援事業 基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業は、障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、障がい者が生活しやすい環境づくりを支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援を必要とする知的・精神障がい者に対し、制度利用のための支援を行い、障がい者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、「市民後見人」の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がい等のため、意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	在宅の障がい者等に、スローマ装具、聴覚障がい者通信装置、入浴補助用具などの日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。

第4章 地域生活支援事業の見込み

第1節 必須事業

サービス種類	サービス概要
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術・関連知識を習得した手話奉仕員を養成するための研修等を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことにより、自立生活や社会参加等を支援します。
地域活動支援センター	障がいのある方を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて多様な活動を行う場を設けて、地域生活支援の促進を図ります。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	無	無	無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	有	有	有
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人／年	0	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	有	有	有
手話通訳者派遣事業	利用者数	0	0	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人／年	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付事業	(合計)	397	382	232	386	398	412
介護・訓練支援用具	給付等 件数 件／年	1	1	3	1	1	1
自立生活支援用具		2	2	1	1	1	1
在宅療養等支援用具		0	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具		0	3	0	1	1	1
排泄管理支援用具		394	374	225	380	392	406
居宅生活動作補助用具		0	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人／年	1	1	0	1	1	1
移動支援事業	人日／月	1	1	0	1	2	2
	時間／月	2	2.5	0	2	4	4
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	人日／月	0	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は令和2年10月末までの集計

第2節 その他の事業

(1) 任意事業

〔 施策の方針 〕

地域生活支援事業のうち「その他の事業」は、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得・改造助成などは市町村の裁量による任意事業となるため、本村においても独自事業として実施しています。必須事業同様に、利用者ニーズを勘案し、適宜サービス内容の検討・実施を進めています。

サービス種類	サービス概要
生活訓練等事業	障がいのある方等に対して、日中活動の場の提供や、日常生活上必要な訓練、相談、地域交流を行い、社会復帰と自立等を支援します。
日中一時支援事業	一時的な見守り等の支援が必要と認められる障がいのある方に対し、日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他必要な支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	レクリエーション活動やスポーツ大会を開催することで、障がい者等の社会参加や地域との交流の機会を提供し、活動を通して健康増進や参加者の親睦交流が深まるように支援を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある方が、自動車運転免許を取得するための費用について、その一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障がいのある方が、就労等のために使用する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等の一部を改造する必要がある場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整を行いました。

サービス種類	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等事業	人日／月	1	8	3	3	4	4
日中一時支援事業	人／月	14	14	14	14	15	15
	回／月	64	51	76	76	80	80
レクリエーション活動等支援事業	回／年	1	1	0	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	人／年	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	人／年	2	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は令和2年10月末までの集計

〈資料〉

第1章 審議・会議等に係る資料.....	56
----------------------	----

第1章 審議・会議等に係る資料

第1節 美浦村地域自立支援協議会設置要綱

(1) 美浦村地域自立支援協議会設置要綱

平成24年3月27日

告示 第45号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき村は、障害者の生活を支え、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うため、美浦村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業を実施する事業者の中立・公平性の確保をするための運営評価等に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発および改善に関すること。
 - (5) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定、効率的な運用、適正化及び評価に関すること。
 - (6) 前号各号に掲げるもののほか、障害福祉について村長が必要と認める事項に関すること。
- 2 協議会は、第1項に規定する事項のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき組織される美浦村障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障害を理由とする差別の解消に向けた取組みに関する協議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員は、20人以内で組織するものとする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援・就労支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育・雇用関係機関に属する者
- (6) 企業に属する者
- (7) 障害当事者団体

(8)前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員は、任期満了日前において当該地位又は職を失ったときは、委員の職を失うものとする。なお、この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が召集し、会議の議長となる。

(議事の評決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、個人情報取り扱いについて、美浦村個人情報保護条例の趣旨を十分尊重し、会議において知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。

2 前項の規定は、その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、美浦村障害福祉担当課が行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り、定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の美浦村地域自立支援協議会設置要綱の規定は平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の美浦村地域自立支援協議会設置要綱は平成31年4月1日から適用する。

(2) 美浦村地域自立支援協議会委員

区分	職名	委員氏名	備考
(1)学識経験者	社会福祉法人 明清会 ほびき園 精神保健福祉士	海 崎 真知子	副会長
(2)相談支援・就労支援事業者	NPO 法人自立支援ネットワーク 障害者就業・生活支援センターかすみ 事務局 長	平 塚 芳 久	
(3)障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 木犀会 ケアステーション・コナン 管理者	谷 畑 真理子	
	社会福祉法人 美しの森 障害者支援施設 虹 の里 相談支援室管理者	松 崎 あかり	
	美浦村社会福祉協議会 事務局長	増 尾 嘉 一	会長
	美浦村自立支援センター ホープ サービス管理責任者	大 浦 景 子	
(4)保健・医療関係者	医療法人 美湖会 美浦中央病院 理学療法士	鈴 木 忍	
	医療法人 精光会 みやざきホスピタル 医療相談室 室長	北 田 奈美子	
	茨城県竜ヶ崎保健所 保健指導課長	大 本 俊 子	
(5)教育・雇用関係機関に属する者	茨城県立美浦特別支援学校 進路指導主事	関 口 拓 朗	
(6)企業に属する者	美浦村商工会 会長	鈴 木 秀 明	
(7)障害当事者団体	美浦村身体障害者相談員 美浦村身体障害者福祉協議会 会長	大 野 幸 一	
	美浦村知的障害者相談員	渡 邊 秀 子	
(8)村長が必要と認める者	美浦村民生委員児童委員協議会 会長	小野木 秀 子	
	美浦村議会 議長	下 村 宏	
	美浦村議会 厚生文教常任委員会 委員長	林 昌 子	
	美浦村地域包括支援センター 社会福祉士	伊 藤 恵 子	

(3) 議事経過

日 時	議 事
第1回 令和2年8月3日(月)15:30～ 美浦村役場 3階大会議室	(1)次期計画の策定について (2)第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について (3)アンケート調査の実施について
第2回 令和3年1月19日(火) 書面協議	(1)美浦村障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(素案)について (2)今後のスケジュールについて (3)その他
第3回 令和3年3月23日(火) 書面協議	(1)第2回美浦村地域自立支援協議会 (書面開催)におけるご意見について (2)村民意見(パブリックコメント)について (3)最終案について

美浦村第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行年月:令和3年3月

発行:美浦村

編集:美浦村保健福祉部 福祉介護課

所在地:〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515

電話:029-885-0340(代表)

ファクス:029-885-5933